

苫小牧市地場産品創出・強化支援補助金 事業者提案募集要領

1 目的

苫小牧市地場産品創出・強化支援補助金（以下「本補助金」という。）は、苫小牧市（以下「市」という。）における地場産品の創出及び生産体制の強化が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング等を原資として、地場産品の創出及び生産体制の強化を図る施策を展開することで、地域産業の振興等を図り、もってふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。

この目的に基づき、本補助金の対象となる事業について、魅力ある地場産品の創出等のための事業者提案を募集する。

2 補助事業概要

(1) 補助金額

補助金の額は、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング等により得られた寄附額の10分の4に相当する額とする。ただし、対象事業に要する費用の10分の10を上限とする。なお、補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 対象事業

本補助金の対象となる事業は、苫小牧市における新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産体制の強化を図るために必要な生産、製造、加工等に使用する施設・設備等の整備に関するものとする。

(3) 補助対象経費

- 工場、加工場などの建物取得に係る経費
 - 建物付帯設備の整備及び取得に要する経費（外構工事に係る費用を除く）
 - 構築物の取得及び機械装置等の取得に要する経費
 - 建物の増改築に要する経費
 - 備品購入に要する経費
 - その他、地場産品の創出等に要するものと市長が認める経費
- ※ 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料、人件費、食糧費、消耗品費、土地の取得・造成に要する経費、その他地場産品の創出等に要するものと認められない経費を除く。

(4) 補助対象者

- ふるさと納税の趣旨を理解し、本補助金により創出等を行った地場産品について、市のふるさと納税の返礼品として登録・提供する意思を有する者
- 市内に事業所や工場等を有する又は開設する予定である者
- ふるさと納税を含む市の施策に賛同し、協力する意思を有する者

(5) 留意事項

- 本補助金により創出等を行った地場産品は、本市のふるさと納税の返礼品として、登録及び提供を行うこと。なお、返礼品の調達費用は、別途、市が負担する。
- 事業者提案が採択され、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング等により寄附を募集した対象事業については、寄附が寄附目標額の2分の1に達した時点で、事業実施を決定するものとする。なお、寄附が寄附目標額の2分の1に満たなかったときは、事業者が対象事業を実施するか選択できるものとする。
- 本補助金の交付を受けた対象事業により創出等を行った地場産品については、いかなる事情があっても、提供開始日から5年間、継続して事業を実施すること。
- 本補助金の交付額を超える経費が生じたときは、事業者が負担するものとする。
- 国、北海道及び市の他の補助金等と重複する経費は、本補助金の対象外とする。
- 対象事業の収入として、国、北海道及び市以外からの補助金・助成金等や他の方法により得られた協賛金・寄附金等が計上される事業であるときは、事業費から当該収入を除いた額を補助対象経費とする。
- 本補助金の交付後において、提案内容及び申請内容に虚偽が認められた場合その他本補助金の交付が不適切と認められる事項が生じた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

3 補助金の交付までの流れ（通常の場合）

- 事業者提案の受付 随時
- 事業者提案の審査 提案書の受理からおおむね2週間以内
- 審査結果の通知 審査後、速やかに実施
- 寄附募集の準備 採択通知後、おおむね1か月程度
- 寄附募集の実施 募集期間は市と事業者との協議により決定
- 補助金の交付申請 寄附目標額を達成した日又は募集期間の終了日のいずれか早い日から1か月以内
- 補助金の交付決定 交付申請から14日以内
- 対象事業の着手 交付決定後、速やかに実施
- 対象事業の完了検査 対象事業の完了後、速やかに実施
- 補助金の交付請求 完了検査後、速やかに実施
- 補助金の交付 適法な請求書を受領した日から30日以内

4 事業者提案参加資格

- (1) 2（4）に掲げる補助対象者の要件を満たす法人又は個人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、本市の市税に滞納がないこと。
- (4) 事業者提案の提出日から補助金の交付までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止されていないこと。
- (5) 苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。

- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続を行っていない法人又は個人であること。
- (7) その他、市長が本補助金の交付対象として不適切と認める者でないこと。

5 事業者提案の手続

(1) 募集要領の配布

- 配布期間 令和7年12月23日(火)から随時
- 配布場所 苫小牧市公式ホームページにおいて電子データで配布
URL :
<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiseihoshin/sonohoka/furusatonozei30.html>
- その他 冊子での配布を希望する場合は、事前に問い合わせ先まで連絡の上、担当課の窓口で配布する。

(2) 事業者提案の提出

- 提出受付 事前に担当課に連絡の上、随時受付(平日9時から17時まで)
- 提出方法 担当課に持参及び電子メールで提出
- 提出先 苫小牧市 総合政策部 政策推進室 シティプロモーション課
住所：苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所 7階
メール：furusato@city.tomakomai.hokkaido.jp
- 提出書類及び部数
 - ① 事業者提案書(表紙) 正本1部、及びPDFデータ
 - ② 事業者提案書(本体) 正本1部、及びPDFデータ
 - ③ 誓約書 正本1部
 - ④ 参加資格要件確認書類 正本1部
- 留意事項
 - ① 同一の法人又は個人が同時期に複数の提案を行うことはできないものとする。ただし、補助金の交付が完了した後、再度提案を行うことは妨げない。
 - ② 原則として、受理された提案内容の変更はできないものとする。ただし、市が変更等を認めた場合はこの限りでない。
 - ③ 事業者提案の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。なお、失格となった法人又は個人は、失格となった日から1年間、事業者提案を行うことができないものとする。
 - ④ 提出書類は、いかなる理由にかかわらず、これを返却しない。
 - ⑤ 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ⑥ 提出書類は、審査の目的に必要な範囲内で複製することがある。なお、提出書類は、審査の目的以外に使用しない。

(3) 事業者提案書の作成

- 事業者提案書(表紙)は、様式1を使用すること。
- 事業者提案書(本体)は、次に掲げる項目を含めて10ページ以内で作成すること。

- ① 提案者の概要（名称、沿革、資本金、主な事業内容など）
 - ② 事業の実施体制
 - ③ 提案する地場産品の内容（独自性、市場性、成長性、優位性、実現性の観点を含む）及び想定される配送方法・配送サイズ
 - ④ 提案する地場産品に込められた思いやストーリー
 - ⑤ 地場産品の創出等に関するスケジュール
 - ⑥ 提案する地場産品の価格、収益性
 - ⑦ 地場産品の創出等により期待できる経済波及効果
 - ⑧ ふるさと納税の返礼品としての可能性（地場産品基準への適合の観点を含む）
 - ⑨ 資金収支計画
 - ⑩ 補助対象経費とその内訳
- 事業者提案書（本体）は、日本工業規格A4用紙を使用すること。また、日本語を使用し、文字の大きさは10ポイント以上（図表を除く）とすること。
 - 事業者提案に要する費用は、提案者の負担とする。
 - 事業者提案書の内容について、補足説明等を求めることがある。
 - 誓約書は、様式2を使用すること。
 - 参加資格要件確認書類として、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 直近1年間の決算期における決算報告書【法人の場合】
 - ② 所得税確定申告書類の写し【個人の場合】
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書（苫小牧市指定様式）【共通】

(4) 提案の審査

- 提案の審査は、下表に掲げる審査基準に基づき、市が提案内容を評価する。
- 配点合計（100点満点）のうち、合計得点が70点以上、かつ全ての審査項目で6割以上の得点となった場合に採択とする。
- 審査結果及び審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

審査項目	審査基準	配点
1 提案者について	・ 事業実現能力 ・ 事業継続能力 ・ 社会貢献	20
2 提案内容について	・ 地場製品の魅力度 ・ 地場製品の独自性 ・ 地場製品の市場性、成長性、優位性 ・ 地場製品の実現性 ・ 地場製品の収益性、経済性 ・ ふるさと納税における可能性	50
3 資金計画について	・ 資金計画 ・ 補助対象経費の妥当性 ・ 費用対効果	30
合 計		100

(5) 提案者の失格

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった法人又は個人は、失格となった日から1年間、事業者提案を行うことができないものとする。
 - ① 事業者提案の提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 審査の公平性を害する行為があった場合（審査結果及び審査内容に対する異議申立てを含む）
 - ③ 提案内容に対する補足説明等の求めに対し、これに応じなかった場合
 - ④ その他、この要領に定める事項に違反し、又は事業者提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

(6) 審査結果の通知

- 審査結果は、事業者提案の受理からおおむね2週間以内に文書で通知する。
- 審査結果及び審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

6 ふるさと納税型クラウドファンディング等の実施

(1) 寄附募集ページの作成

採択となった対象事業について、「苫小牧市ふるさと納税特設サイト」等で寄附を募集するためのページを作成する。掲載内容は、市と提案者の協議により決定する。

(2) 募集期間の設定

募集期間は、対象事業の内容に応じて、市と提案者の協議により決定する。

(3) 寄附目標額の設定

事業者提案における補助対象経費に100分の250を乗じた額に相当する額(千円未満切り捨て)を寄附目標額とする。

7 補助金の交付

補助金の交付については、別に定める「苫小牧市地場産品創出・強化支援補助金交付要綱」に基づき実施する。なお、原則として、対象事業完了後の実績払いにより補助金を交付する。

8 事業着手期限

対象事業は、補助金交付決定の通知後、寄附目標額を達成した日又は募集期間が終了した日のいずれか早い日から6か月以内に着手するものとし、期限までに着手されなかった事業は採択されなかったものとみなす。ただし、期限までにやむを得ず着手できなかったと市長が認める特段の事情がある場合は、この限りでない。

9 ふるさと納税の返礼品の登録・提供

本補助金により創出等を行った地場産品は、本市のふるさと納税の返礼品として、登録及び提供を行うこと。返礼品の調達費用は、別途、市が負担する。

なお、本補助金により創出等を行った地場産品は、一般販売等を行うことも可能である。

10 その他の留意事項

- (1) 対象事業の実施中に提案者が市又は第三者に損害を与えた場合は、提案者がその損害賠償の責任を負うものとする。また、直ちに市にその状況及び内容を報告すること。
- (2) 対象事業の実施中に事故があった場合は、所要の措置を講ずるとともに、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、事故発生の原因、状況及び被害の内容等について、直ちに市に報告すること。
- (3) 市の施策の変更や予算措置の状況、緊急やむを得ない事情等により、事業者提案の募集を停止又は中止することがある。この場合、提案者において損害が生じても、市はその損害について一切の責任を負わないものとする。
- (4) この要領に定める事項のほか、本補助金に係る事業者提案に必要な事項は、市長が定める。

<問い合わせ先>

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市 総合政策部 政策推進室 シティプロモーション課
(ふるさと納税担当)

電話：0144-84-5168 (直通)

0144-32-6111 (代表) 内線 2704

メール：furusato@city.tomakomai.hokkaido.jp